

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

令和5年6月24日現在

【理事・評議員・監事】

理事・評議員・監事名(敬称略・五十音順)

理事長	なかやま えりこ 中山 惠里子			
副理事長	みずもと ただし 水元 正			
監事	おおにし ひとし 大西 均	むらた よしはる 村田 善清		
理事	おとべ きみひろ 乙部 公裕	かきもと みわ 垣本 美和	たにかわ けんぞう 谷川 憲三	
	なかの かずよ 中野 和代	なかむら ただあき 中村 忠明	まえだ みつひさ 前田 光久	
	むかい まさはる 向井 正治			
評議員	あおき のぶこ 青木 信子	うえむら かずや 上村 一弥	かきもと よしお 垣本 長生	
	すえの たかし 末野 隆司	たかはた あきひろ 高畑 明弘	たち ひろし 館 啓司	
	たなべ まきこ 田部 真樹子	たになか やすひこ 谷中 靖彦	ちゅうじょう あつし 中條 敦仁	
	にしざき すいせん 西崎 水泉	はっとり みほ 服部 美穂	ひがし じょう 東 城	
	やまなか ひろと 山中 浩人	やまばやし のぼる 山林 昇	よしだ ふさこ 吉田 房子	

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団役員 及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第33条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

- 第3条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事（以下、「常勤理事等」という。）には、年俸としての報酬及び賞与、並びに手当を支給するものとする。
- 2 監事には、職務執行の対価として報酬を支給することができるものとする。
 - 3 常勤理事等以外の理事には、理事会の出席等、必要の都度、報酬を定額支給することができるものとする。
 - 4 常勤理事等及び監事が月の途中で就任したとき、または月の途中で退任したときは、その日までの報酬等を実勤務日数による日割り計算にて算出した金額にて支給する。
 - 5 評議員には定款第16条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、必要の都度、報酬を定額支給することができるものとする。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 役員報酬総額は、別表に定める役員年間報酬等総額の金額以内とし、理事長が理事会の承認を得て、各々の役員に配分するものとする。
- 2 評議員の報酬は、別表に定める基準に従い支給するものとする。

(報酬等の種類)

第5条 常勤理事等の報酬等の種類は次のとおりとする。

- (1) 報酬
- (2) 賞与
- (3) 通勤手当
- (4) 退職手当

(賞与)

第6条 常勤理事等には期末手当としての賞与を支給することができる。

(通勤手当)

第7条 常勤理事等には、その通勤の実態に応じて、通勤手当を支給するものとする。

(退職手当)

第7条の2 常勤の理事が退職した場合は、別に定める基準に従い退職手当を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 常勤理事等の報酬等の支給日は、この法人の職員給与の支給の例による。

- 2 常勤理事等以外の理事及び監事には、理事会の出席等、必要の都度、並びに評議員にあっては、評議員会の出席等、必要の都度、支払うものとする。
- 3 報酬等の改訂は4月1日をもって行うものとする。ただし、年度途中で役職が変更した時は、この限りでない。

(福利厚生)

第9条 常勤の理事の加入する社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、介護保険法等の定めるところによるものとする。

(費用)

第10条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 旅費については、この法人の旅費支給規程に準じて支払うものとする。
- 3 手数料等の経費については、実費を支払うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

別表 役員及び評議員の報酬等支給基準等（第4条関係）

- 1 役員報酬及び賞与の合算総額を年間16,000,000円以内とする。
- 2 役員及び評議員の報酬等の支給基準は、次の表のとおりとする。

区分	報酬等の種類	額
常勤理事等	報酬 賞与	報酬、賞与の合算額が、一人当たり年額8,470,000円を超えないものとする。ただし、賞与の額は、職員の賞与の支給の例により、その都度理事長が定めるものとする。
	通勤手当 退職手当	職員に対する支給の例による。ただし、県及び市町を定年退職し、当法人の理事に就任する者、もしくはこれらの者との均衡を考慮すべき者にあつては、退職手当は支給しない。
常勤理事等以外の理事	報酬	理事会等出席の都度、一人5,600円を超えないものとする。
監事	報酬	一人当たり年額100,000円を超えないものとする。
評議員	報酬	評議員会等出席の都度、一人5,600円を超えないものとする。